

第2章 第4期桑名市障害福祉計画

1 障害福祉計画策定にあたっての視点

本市では、障害者計画で位置づけている理念を障害福祉計画においても共通の理念として掲げ、障害福祉施策の推進に取り組んでいきます。

<基本理念>

障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり

この基本理念に基づき、障害福祉計画の推進においては、3つの視点を踏まえて、推進していきます。

視点1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

視点2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が主体となって実施することを基本とします。また、障害種別によらず、障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に対して、サービスの充実を図ります。

視点3 障害者の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は、病院への入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

2 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本理念、基本的な視点を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に推進していきます。

(1) 基盤整備の考え方

① 地域の受入れ体制の構築

障害者が地域の中で暮らしていくためには、地域に暮らす市民の理解と協力が必要です。このため、障害者や障害に関する広報・啓発活動を推進します。

また、障害者を地域全体で見守る体制の構築を図っていきます。

② 相談支援体制の充実

日頃の悩みや不安を解消するための相談支援事業の充実を図ります。身近な場所で一般的な相談から専門相談までを受けることのできる相談支援体制の整備を図ります。

③ 希望する障害者の日中活動系サービスの充実

希望する障害者が適切にサービスを受けられるように、日中活動系サービス（生活介護・就労継続支援等）の充実を図ります。

④ グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

⑤ 就労支援の充実

障害者一人ひとりの希望に沿った就労支援が行えるよう関係機関との連携を図り、様々な支援を行っていきます。

市内事業者が障害者の法定雇用率を確保するよう、企業に周知・啓発をしていきます。就労移行支援事業の推進を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

⑥ サービス提供事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所やNPO、企業等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業所の参入を促進します。

⑦ サービスに関する情報提供体制の整備

障害者が自身の選択により、心身の状態に応じたサービスを受けるためには、制度や福祉サービスに関する理解を深めることが重要です。

サービス内容の広報を積極的に行うとともに、障害者が情報を円滑に入手できるよう支援を行います。

3 計画の実施目標

(1) 障害者総合支援法(児童福祉法含む)に基づくサービス体系

計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の各サービスの実施目標を設定します。障害者総合支援法(児童福祉法含む)に基づくサービス体系は下表のとおりです。

給付の種類	サービス区分		サービスの種類
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
			療養介護
			生活介護
			短期入所
		施設入所支援	
		訓練等給付	自立訓練(機能訓練)
	自立訓練(生活訓練)		
	就労移行支援		
	就労継続支援(A型・B型)		
	相談支援	共同生活援助(グループホーム)	
基本相談支援			
自立支援医療費		地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) *地域定着支援は障害者のみ	
補装具費		計画相談支援	
		自立支援医療	
		補装具の給付	
児童福祉法に基づく給付			児童発達支援
			放課後等デイサービス
			保育所等訪問支援
			医療型児童発達支援
			障害児相談支援
			理解促進研修・啓発事業
地域生活支援事業	必須事業	自発的活動支援事業	
		相談支援	
		成年後見制度利用支援事業	
		成年後見制度法人後見支援事業	
		意思疎通支援事業	
		手話通訳者派遣事業	
		要約筆記者派遣事業	
		手話通訳者設置事業	
		日常生活用具の給付	
		手話奉仕員養成研修事業	
	任意事業	移動支援	
		地域活動支援センター	
		訪問入浴サービス	
		日中一時支援事業	
		社会参加促進事業	
		点字・声の広報等発行事業	
		自動車運転免許取得・改造助成事業	

(2) 平成29年度の数値目標

第4期桑名市障害福祉計画では、施設に入所している障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成29年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障害者の自立に向けた地域移行を推進します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上の人地域生活へ移行することとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とします。本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標値を設定します。

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数	118人	数値については、平成26年3月末時点
【目標値】 平成29年度末における地域生活移行者数	15人	平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上の人地域生活へ移行
【目標値】 平成29年度末の施設入所者数	113人	平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減

② 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。本市では、圏域での調整を踏まえて、目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等	1か所	平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

③福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。目標値の設定は、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上を基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上を目指します。

本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえ目標を設定します。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成25年度末の一般就労移行者数	11人	平成24年度の1年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数	12人	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

■就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数	8人	数値については、平成26年3月末時点
【目標値（利用者）】 平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	13人	平成25年度末における利用者数の6割以上増加
【目標値（事業所）】 平成29年度の就労移行支援事業所数	1か所	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

(3) 自立支援給付の見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

①訪問系サービス

平成26年10月現在、本市には、居宅介護12事業所、重度訪問介護8事業所、同行援護6事業所がサービスを提供していますが、行動援護の事業所はありません。また、県内には、重度障害者等包括支援の事業所はありません。

様々な障害に対応する事業所が不足しており、障害者が在宅での生活を継続していくことができるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。

■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人	125	136	147
	時間	2,000	2,176	2,352
重度訪問介護	人	3	3	3
	時間	930	930	930
行動援護	人	12	17	22
	時間	144	204	264
重度障害者等包括支援	人	0	0	1
	時間	0	0	250
同行援護	人	19	22	25
	時間	171	198	225

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- サービスの適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、事業者への情報提供を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

②日中活動系サービス

平成26年10月現在、本市には、生活介護は8事業所、生活訓練は1事業所、短期入所は2事業所でサービスを提供しています。

就労の支援について、就労移行支援が1事業所ありましたが、現在休止しています。また、就労継続支援はA型が8事業所、B型が12事業所あります。

日中活動系サービスについては、ニーズはあるものの、ニーズに対応できていない現状があることから、今後は事業者の参入を促進していく必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間施設で介護を行います。
自立訓練(機能訓練)	対象:身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	対象:知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。

■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人	12	12	12
生活介護	人	265	272	279
	人日	4,770	4,896	5,022
短期入所	人	64	75	86
	人日	384	450	516
自立訓練(機能訓練)	人	2	3	3
	人日	36	54	54
自立訓練(生活訓練)	人	22	25	28
	人日	330	375	420
就労移行支援	人	9	11	13
	人日	153	187	221
就労継続支援(A型)	人	129	144	159
	人日	2,451	2,736	3,021
就労継続支援(B型)	人	227	242	257
	人日	4,086	4,356	4,626

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域生活への移行を図るため、軽度の施設入所者に対して、日中活動系サービスの利用を促します。
- 知識・能力が向上した就労移行支援の利用者が、一般就労へつながるよう支援します。
- ジョブコーチ等の就労支援に携わることができる人材を育成します。
- 一般就労に移行した障害者が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた就労生活の支援を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市のサービス提供事業者と連携を図ります。

③居住系サービス

地域での自立を支援する点からも、日中活動の場の確保が必要です。また、施設等から地域移行を進めるため、グループホームの確保が重要です。

現在、本市にはグループホームは2事業所あります。市内の事業所がすでに定員に達し、不足している状況であるため、さらなる整備が必要です。

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助（グループホーム）	人	96	107	118
施設入所支援	人	116	115	113

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域との連携・交流を充実させ、障害者が孤立することがないように施設サービスを実現していきます。本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障害者が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- 地域との連携により、グループホームの設置や柔軟な運用形態の実現に取り組みます。
- グループホームの誘致・整備を促進するため、地域住民の障害者への理解を促します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者のサービス提供を促進します。

④相談支援

相談支援は、桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町の2市2町及び三重県において「障がい者総合相談支援センターそういん」に委託して実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	73	77	81
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者の相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを行います。

⑤障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）

障害児を対象とした施設・事業については、これまで知的障害児通園施設等の施設系は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき、サービスの提供が行われてきましたが、両法律の改正法施行（平成24年4月1日）に伴い、「児童福祉法」に根拠法が一本化されることとなり、下記のサービスが定められました。

■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。
医療型児童発達支援	各障害に応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人	50	60	70
	人日	800	960	70
放課後等デイサービス	人	133	151	169
	人日	1,064	1,208	1,352
保育所等訪問支援	人	2	4	6
	人日	4	8	12
医療型児童発達支援	人	2	4	6
	人日	20	40	60
障害児相談支援	人	14	15	16

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 桑名市療育センターにおいて児童発達支援を実施していますが、今後もセンター中心に障害児支援の拡充を進めます。
- 障害児相談支援については、障害児のサービスのニーズに対応して、サービスが増加していくことが予想され、事業所の体制づくりが求められます。また、相談支援専門員の質の向上のため、行政及び相談支援事業所のネットワークづくりを進めます。

(4) 地域生活支援事業の見込量

障害者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

①必須事業

■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。 I型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 II型：機能訓練・社会適用訓練、創作的軽作業等を行います。 III型：創作的軽作業、生産活動の機会の提供等を行います。

■数値目標

(単位：年間あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業		有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	か所	1	1
成年後見制度利用支援事業		人	3	4
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	件	294	312
	手話通訳者設置事業	件	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	8	8
	自立生活支援用具	件	14	14
	在宅療養等支援用具	件	18	18
	情報・意思疎通支援用具	件	39	40
	排せつ管理支援用具	件	977	977
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	4	4
手話奉仕員養成研修事業		人	20	20
移動支援事業	人	176	186	196
	時間	3,520	3,720	3,920
地域活動支援センター事業(I型)	か所	5	5	4
	人	41	41	40

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- 意思疎通支援等ボランティアの育成を図り、ボランティアの活躍の場を提供します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

②任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
知的障害者職親委託	職親委託事業は、知的障害者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
パソコン研修	パソコンの活用で、障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加を目的にパソコン訪問講習を行います。
歩行訓練・点字教室	視覚障害者を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
在宅障害者デイサービス事業	在宅障害者の方の自立の促進や生活の改善、身体機能の維持向上等を図るための各サービスを日帰りを受けられます。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成講座	手話通訳奉仕員の養成及び奉仕員のスキルアップ研修事業を実施します。 点訳及び朗読奉仕員養成事業を桑名市社会福祉協議会に委託し実施します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の3分の2に相当する額を支給します。(10万円限度)
自動車改造費助成事業	身体障害者が自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用に対して10万円を支給します。
日中一時支援事業	障害者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障害者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
訪問入浴サービス事業	訪問入浴事業者が対象者の自宅に訪問し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供します。

■ 数値目標

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者職親委託	人	4	4	4
パソコン研修	人	10	10	10
歩行訓練	人	9	9	9
点字教室	人	5	5	5
自動車運転免許取得助成事業	件	3	3	3
自動車改造費助成事業	件	6	6	6
日中一時支援事業	人	220	210	200

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

